

令和5年11月6日（月）

令和5年度  
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会  
旅客自動車運送事業者部会  
（第1回）

# 議案書

【時間】 午後3時30分から

【場所】 紀の川市役所 4階 404会議室

## 会議次第

1. 開 会

2. あ い さ つ

3. 出席者紹介

4. 報 告

報告第1号

▼地域巡回バス試行運行の結果について

5. 議 事

議案第1号

▼今後の地域巡回バス等の見直しの方向性について

6. そ の 他

▼地域公共交通計画の策定について【協議】

7. 閉 会

## 報告第1号

地域巡回バス試行運行の結果について

■試行運行期間（令和3年10月1日～令和5年9月30日）の地域巡回バスの実績について、資料のとおり報告する。

別冊資料1のとおり

令和5年11月6日

## 議案第 1 号

今後の地域巡回バス等の見直しの方向性について

- 試行運行期間の実績や要望等を踏まえた今後の地域巡回バス等の見直しの方向性について、部会における承認を求める。

別冊資料 2のとおり

令和 5 年 1 1 月 6 日提出

## 【参考】旅客自動車運送事業者部会設置規程

制定 令和2年7月13日

(設置)

第1条 この規程は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、旅客自動車運送事業者部会（以下「部会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、規約第3条各号に掲げる事項で紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会長（以下「会長」という。）から指示のあった事項について、専門的な調査、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 部会は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の委員の中から、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第2号ハに掲げる公共交通事業者
  - (2) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
  - (3) 学識経験者
- 2 会長が必要と認める場合は、部会以外の者を出席させることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長は、部会員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第6条 部会員が会議に出席したときの報酬は、規約第17条の例による。

(事務局)

第7条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第14条に規定する事務局がある。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年7月13日から施行する。